

# 日立市原子力災害広域避難計画（概要）

# 目次

1	計画策定の基本的な考え方	．．．．．	P 1
2	原子力災害対策重点区域の区分	．．．．．	P 2
3	避難等の防護措置	．．．．．	P 3
4	避難先市町村	．．．．．	P 8
5	避難方法の原則	．．．．．	P 10
6	対象者の条件に応じた避難方法	．．．．．	P 11
7	避難経路	．．．．．	P 14
8	一時集合場所、避難中継所一覧	．．．．．	P 15
9	安定ヨウ素剤の配布・服用	．．．．．	P 16
10	避難退域時検査及び簡易除染	．．．．．	P 17
11	避難中継所及び避難所の開設と運営	．．．．．	P 18
12	避難先現地本部及び行政機能の移転	．．．．．	P 19
13	情報伝達	．．．．．	P 20
14	複合災害への対応	．．．．．	P 21

# 1 計画策定の基本的な考え方

## (1) 市全域の広域避難を想定

東海第二発電所（以下「発電所」という。）において、重大事故等により原子力災害が発生した、又は発生するおそれが生じた場合に備え、茨城県広域避難計画に基づき、市内全域の住民が広域避難を行うことを想定し、より具体的な事項を定める「日立市原子力災害広域避難計画」を策定します。

## (2) コミュニティ単会の単位で避難先を設定

避難先においても地域コミュニティの維持を図り、避難後の円滑な支援にも資するため、23のコミュニティ単会を単位として、

「**どこの地区が**（コミュニティ単会）」

「**どこに集合し**（バス避難の一時集団場所）」

「**どの経路を通過して**（避難ルート）」

「**どこに避難するか**（避難先市町村）」

を定めます。

## (3) 所在場所等に応じた避難方法を設定

自宅にいる場合、学校等にいる場合、職場にいる場合、福祉施設や病院等に入所・入院している場合など、それぞれの避難方法を定めます。

## 2 原子力災害対策重点区域の区分

本市は、市内全域が発電所からおおむね半径30km以内の原子力災害対策重点区域に含まれるため、発電所からの距離に応じて、PAZとUPZに区分し、それぞれの区域の対処方法を定めます。

<b>PAZ</b>	発電所から おおむね半径 5 km以内の区域	放射性物質の放出前に予防的に広域避難を実施する区域	坂下地区 久慈学区 大みか学区	約23,500人
<b>UPZ</b>	発電所から おおむね半径 5 kmから30km以内の区域	初めに屋内退避を行い、発電所の事故の進展や原子力災害の状況により広域避難の対象地区が定められ、実施する区域	上記以外の20の コミュニティ単会の 地区	約144,500人



### 3 避難等の防護措置

#### (1) 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害が発生した場合の住民に対する放射線被ばくの防護措置は、下表のとおりです。  
各防護措置の実施については、原子力発電所の事故の状況や環境の放射線量等を踏まえて国が判断し、県や市に指示を行います。

種類	内容	
避難及び一時移転	避難	空間放射線量率が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに（1日以内に）離れること。
	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）のうちに当該地域から離れること。
屋内退避	自宅や公共施設内などの屋内に退避すること。 呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、壁の遮へい効果により放射線の強さを低減するために実施する。	
安定ヨウ素剤の服用	安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺に放射性ではないヨウ素を蓄積させること。 事故によって原子力発電所から放出された放射性ヨウ素による内部被ばくを予防又は低減させるために実施する。	
避難退域時検査及び簡易除染	放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の程度を把握すること。 基準超過の放射性物質が検出された際は、簡易除染（基準以下になるよう放射性物質を取り除くこと）を実施する。	
飲食物の摂取制限	放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品※に、一定以上の基準を超過する濃度が確認された場合、該当する飲食物の摂取を回避すること。 経口摂取による内部被ばくの低減を図る。 ※家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳など	

## (2) 防護措置の実施基準

国の原子力安全対策指針では、原子力発電所における事故の状況に応じて段階的な対応ができるよう、事故状況に応じた3つの「緊急事態区分」を定めています。

### ア 緊急事態区分

事故状況	緊急事態区分	事態の概要	判断基準(例)
事故の発生	警戒事態	住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。	(例) ・東海村で震度6弱の地震等
事故の拡大	施設敷地緊急事態	原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。	(例) ・原子炉冷却材の漏えい等
重大事故に進展	全面緊急事態	原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態。 PAZの住民は速やかに広域避難を実施する。また、UPZの住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。	(例) ・原子炉を停止する全ての機能が喪失等

## イ 放射性物質放出前

避難や屋内退避の開始時期は、区域（PAZ又はUPZ）や避難者の区分により異なります。原子力発電所における事故の進展に応じた、それぞれの対応事項は下表のとおりです。

なお、避難等は、国が区域ごとに判断し、県や市に対して指示をします。

PAZは、一斉避難となり、UPZは、最初に屋内退避を実施します。放射性物質の放出後は、空間放射線量率に応じて、指示を受けた地区（学区）ごとに避難を開始します。

緊急事態区分		事故の発生 → 事故の拡大 → 重大事故に進展			
		警戒事態 例) 東海村で震度6弱の地震等	施設敷地緊急事態 例) 原子炉冷却材の漏えい等	全面緊急事態 例) 原子炉を停止する全ての機能が喪失等	
区域	避難者の区分	放射性物質の放出前			放出後
		PAZ	避難行動要支援者	避難準備	避難
一般市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児、児童、生徒は保護者引渡しを開始</li> </ul>		避難準備	避難	
UPZ	一般市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤者は帰宅を開始</li> </ul>	屋内退避準備	屋内退避	空間放射線量率に応じて地区ごとに <b>避難</b>

・放射性物質放出後  
次ページへ

## ウ 放射性物質放出後

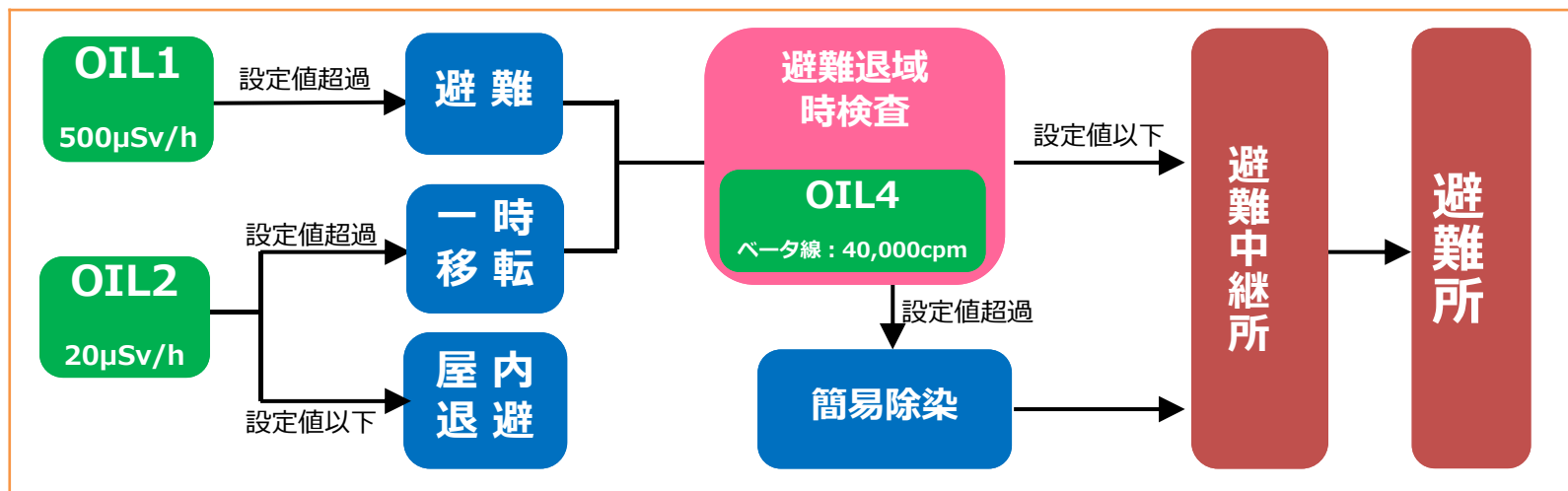
放射性物質放出後は、放射線量を測定する緊急時モニタリングの測定結果を、国が防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル（Operational Intervention Level：O I L）」に照らして、地区ごとに広域避難や一時移転、飲食物摂取制限など必要な防護措置を判断し、市に対して指示します。

### (ア) O I Lと防護措置について

区分		設定値	防護措置														
避難等に関する基準	OIL 1	500マイクロシーベルト/時間	1日以内に <b>避難</b> を実施														
	OIL 2	20マイクロシーベルト/時間	1週間程度以内に <b>一時移転（避難）</b> を実施														
飲食物の摂取制限に関する基準	スクリーニング基準	0.5マイクロシーベルト/時間	数日以内に飲食物を検査する地区を決定														
	OIL 6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>飲料水等</th> <th>野菜類、穀類、肉類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300ベクレル/kg</td> <td>2,000ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200ベクレル/kg</td> <td>500ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム等</td> <td>1ベクレル/kg</td> <td>10ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20ベクレル/kg</td> <td>100ベクレル/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種	飲料水等	野菜類、穀類、肉類等	放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg	放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg	プルトニウム等	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg	ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg
核種	飲料水等	野菜類、穀類、肉類等															
放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg															
放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg															
プルトニウム等	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg															
ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg															
除染に関する基準	OIL 4	OIL 4 ベータ線：40,000カウント/分	避難退域時検査において、設定値を超える避難者等の簡易除染を実施														



## (イ) O I Lと避難の流れ



【市内モニタリングポスト位置図】

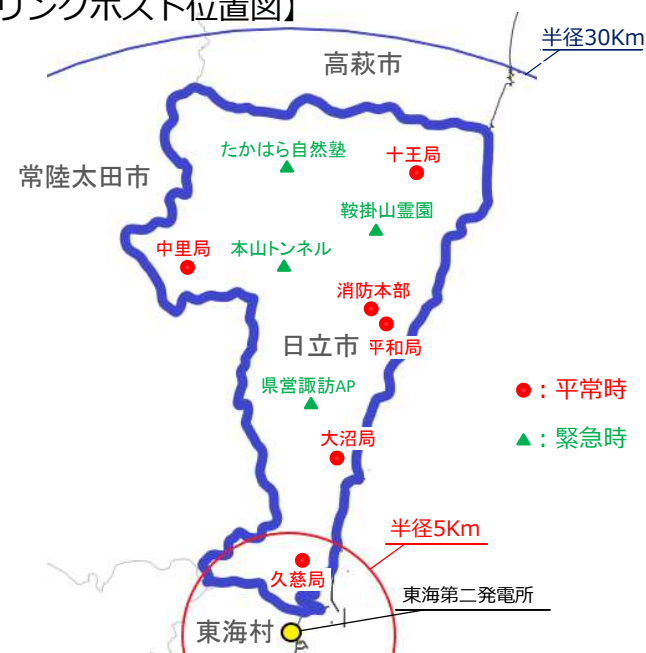
## (ウ) 緊急時モニタリング

県は、茨城県環境放射線テレメータシステムにより、県内のモニタリングポストにおける空間放射線量率を常時監視しています。

原子力災害時には、国及び県は、原子力事業所等と協力し、緊急時モニタリング※を行い、その測定結果について、オフサイトセンター等と情報を共有し、防護措置の実施を判断します。

市は、これら市内の空間放射線量率の測定値を収集し、市民に対し情報発信を行います。

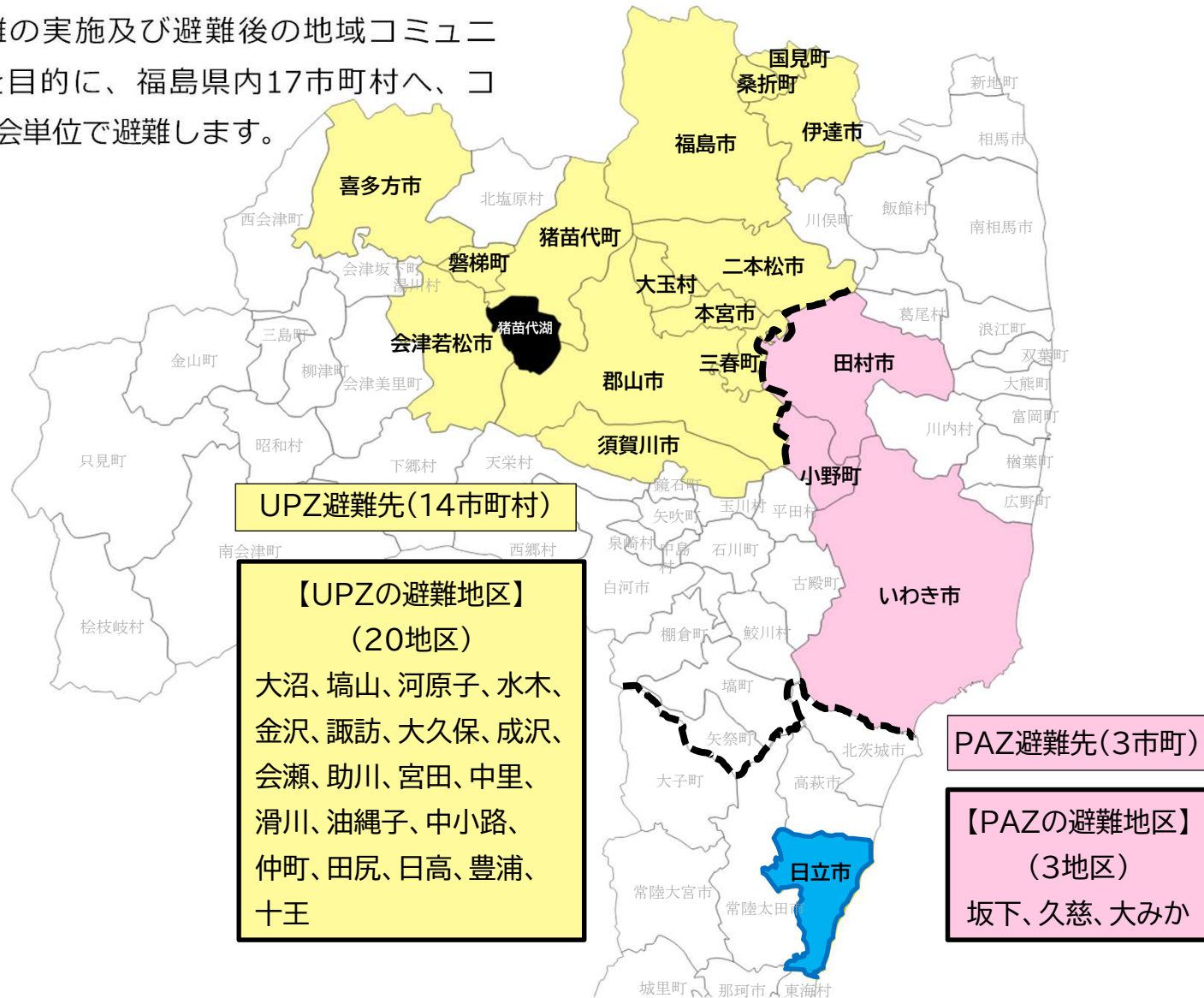
※モニタリングポストに加え、必要に応じてモニタリングカー又は高線量率測定用サーベイメータを使用



## 4 避難先市町村

### (1) 避難先の考え方

円滑な避難の実施及び避難後の地域コミュニティの維持を目的に、福島県内17市町村へ、コミュニティ単会単位で避難します。



## (2) コミュニティ単会別の避難先一覧

区域	コミュニティ単会	【参考】住基人口 (R5.10.1現在)	避難先市町村
PAZ	坂下	9,815人	いわき市
	久慈	7,578人	いわき市(小野町)
	大みか	5,953人	田村市
UPZ	大沼	11,174人	須賀川市
	塙山	6,350人	本宮市
	河原子	4,699人	三春町(郡山市)
	水木	8,601人	郡山市(大玉村)
	金沢	7,236人	
	諏訪	5,863人	
	大久保	10,433人	
	成沢	8,040人	
	会瀬	4,916人	二本松市
	助川	7,356人	
	宮田	7,055人	喜多方市(磐梯町)
	中里	996人	喜多方市
	滑川	8,362人	会津若松市(猪苗代町)
	油縄子	4,338人	
	中小路	3,506人	福島市(桑折町)
	仲町	3,247人	
	田尻	10,342人	
	日高	9,133人	
	豊浦	9,378人	
	十王	13,307人	伊達市(国見町)
合計		167,678人	

PAZ内の人口	23,346人
---------	---------

UPZ内の人口	144,332人
---------	----------

・表中の赤字は、令和2年度に配布した広域避難ガイドマップに記載された内容を変更している箇所です。  
 また、( )内以示す「避難先市町村」は、左に記載される避難先市町村の避難所が定員となった場合に避難先となる市町村です。

## 5 避難方法の原則

避難の方法は、自家用車による避難を原則としますが、自家用車を所有していない方や長距離の運転に不安を感じる方など自力での避難が困難な方については、バス等避難車両により避難します。

また、避難行動要支援者など、対象者の状態・条件に応じた避難方法をそれぞれ定めます。

自家用車による 避難を行う方	▶ 自宅から自家用車により、できるだけ乗り合わせの上、避難を開始します。	▶ <b>避難ルート</b> を通り、指定の避難先市町村へ向かいます。	▶ 避難先市町村では、最初の目的地である <b>避難中継所</b> で受付を済ませ、 <b>避難所</b> の指定を受け、移動します。
バス等による 避難を行う方	▶ 自宅から指定の <b>一時集合場所</b> へ徒歩等で移動し、行政が用意したバス等により避難を開始します。		

### 事故発生時に自宅にいない方の対応

- 学校・保育園等に在籍・在園する児童・生徒及び園児は、保護者引渡しにより自宅に戻り、自宅からの避難を原則とします。
- 職場にいる方は、早期に帰宅し、自宅からの避難を原則とします。

## 6 対象者の条件に応じた避難方法

### (1) P A Zにおける避難方法

放射性物質の放出前において、予防的な広域避難の開始が国から指示されます。

#### ア 原則（一般市民、児童等、通勤者等、在宅の避難行動要支援者のうち家族等の支援により避難可能な方）

職場にいる方は早期に帰宅し、学校等に在籍する児童等は保護者引渡しにより帰宅します。

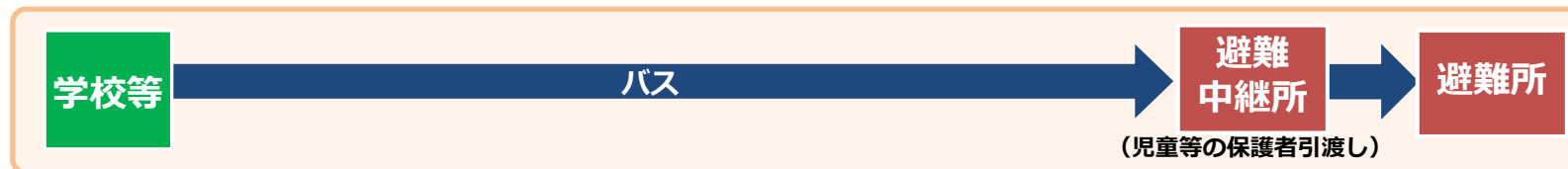
帰宅後、自家用車にて避難先市町村の最初の目的地となる避難中継所に向かい、避難所の指定を受けます。

自家用車による避難が困難な方は、地区ごとに定められた一時集合場所へ徒歩等によって移動し、県が手配したバスにより、避難中継所に向かいます。



#### イ 帰宅が困難な児童等

学校等で保護者への引渡しができなかった児童等は、県が手配するバスにより、学校等ごとに避難中継所に向かい、避難中継所で保護者への引渡しを受けます。



### ウ 帰宅が困難な通勤者等（観光者等の一時滞在者のうち、帰宅困難者を含む。）

帰宅が困難な通勤者等は、職場から自家用車で直接避難中継所へ向かいます。自家用車による避難が困難な方は、職場から最寄りの一時集合場所へ移動し、県が手配したバスにより、避難中継所へ向かいます。



### エ 在宅の避難行動要支援者のうち移動に福祉車両が必要な方

P A Z内の在宅の避難行動要支援者で、自家用車やバスによる避難が難しい方は、避難支援等実施者や行政等の支援を受け、一時的に放射線防護施設に避難し、福祉車両や資機材等の準備が整った段階で避難中継所へ向かいます。



#### ※放射線防護施設について

原子力災害時に、発電所からおおむね半径5 Km以内に居住する在宅の避難行動要支援者が、広域避難に必要な車両や資機材などの準備が整うまでの間、安全に屋内退避を行うための施設。

建物内の気圧を屋外よりも高くすることにより、原子力災害時に放される放射性物質の建物内への流入を防ぎます。

(公共施設：水木交流センター、大沼交流センター、南部支所)

## オ 入所者、入院患者

社会福祉施設及び病院等医療機関の管理者は、協定によりあらかじめ定めた社会福祉施設及び病院等医療機関に避難の受入れを要請し、避難の準備が整い次第、入所者及び入院患者の避難を行います。



## (2) UPZにおける避難方法

全面緊急事態となり、放射性物質の放出前は、UPZ全域に屋内退避が国から指示されます。

放射性物質放出後は、一定以上の空間放射線量率が観測された地区に対して、広域避難（避難又は一時移転）が指示されます。

避難方法は、原則としてPAZと同様です。

ただし、次の2点が異なります。

- ① 全ての避難者が避難中継所の前に「避難退域時検査場所※」を経由します。  
※詳細P17を参照
- ② 在宅の避難行動要支援者のうち、移動に福祉車両が必要な方は、放射線防護施設へ移動することなく、自宅で福祉車両の到着を待ち、当該福祉車両により避難します。

## 7 避難経路

避難中継所までの避難経路は、コミュニティ単会ごとに指定された幹線道路（高速道路、国道、県道等）の利用を基本とします。なお、避難に伴う渋滞発生への緩和、又は被災による道路損壊に備えるため、複数の避難経路を定めます。

### 【坂下地区の例】





## 8 一時集合場所、避難中継所一覧

自家用車での避難が困難な方は、コミュニティ単会ごとに指定された一時集合場所（学校等）に集合し、バス等で福島県内市町村の避難中継所に移動後、避難所の案内を受け、移動します。

区域	コミュニティ単会	一時集合場所	避難先市町村	避難中継所	避難所数
PAZ	坂下	坂本小学校 久慈川日立南交流センター	いわき市	中央台公民館	66か所 (7か所)
	久慈	久慈小学校	いわき市 (小野町)	平体育館 (小野町民体育館)	
	大みか	大みか小学校	田村市	田村市総合体育館	47か所
UPZ	大沼	大沼小学校	須賀川市	円谷幸吉メモリアルアリーナ	61か所
	塙山	塙山小学校	本宮市	本宮市総合体育館	40か所
	河原子	河原子小学校	三春町 (郡山市)	三春町民体育館 (郡山市カルチャーパーク)	19か所 (207か所)
	水木	水木小学校	郡山市 (大玉村)	郡山カルチャーパーク (大玉村農村環境改善センター)	207か所 (13か所)
	金沢	金沢小学校			
	諏訪	諏訪小学校			
	大久保	大久保小学校			
	成沢	成沢小学校			
	会瀬	会瀬小学校			
	助川	助川小学校	二本松市	福島県男女共生センター	50か所
	宮田	宮田小学校	喜多方市 (磐梯町)	押切川公園体育館 (磐梯町民体育館)	40か所 (6か所)
	中里	中里小中学校	喜多方市	押切川公園体育館	40か所
	滑川	滑川小学校	会津若松市 (猪苗代町)	会津学鳳高校 (道の駅猪苗代)	48か所 (15か所)
	油縄子	油縄子小学校	福島市 (桑折町)	あづま総合運動公園 (桑折町民体育館)	133箇所 (7か所)
	中小路	中小路小学校			
	仲町	仲町小学校			
	田尻	田尻小学校			
	日高	日高小学校			
	豊浦	豊浦小学校	伊達市 (国見町)	伊達市ふるさと会館 (道の駅国見あつかしの郷)	78か所 (10か所)
	十王	櫛形小学校 山部小学校			

- ・表中の赤字は、令和2年度に配布した広域避難ガイドマップに記載された内容を変更している箇所です。
- ・また、( )内以示す「避難先市町村」及び「避難中継所」は、上段の避難先市町村の避難所が定員となった場合に避難先となる市町村及び避難中継所です。

## 9 安定ヨウ素剤の配布・服用

原子力災害により放射性物質が放出された際に、広域避難の実施等で屋外で行動するに当たり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前にあらかじめ安定ヨウ素剤を服用することで、甲状腺に蓄積される放射性ヨウ素の量を軽減し、内部被ばくの予防、低減を図ります。

### (1) 安定ヨウ素剤の事前配布・緊急配布

国等から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合の速やかな服用のため、P A Zの住民には平常時からの「事前配布」を行い、未受領や紛失の方には事故発生後に「緊急配布」を行います。

また、U P Zの住民には、必要に応じて緊急配布を行います。

事前配布 (P A Z)	緊急配布
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定薬局における配布 (随時)</li><li>・ 配布会による配布</li><li>・ P A Z内に所在する学校等に備蓄</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一時集合場所における配布</li></ul>

### (2) 安定ヨウ素剤の服用

P A Z	全面緊急事態の時点で、国、県又は市は、安定ヨウ素剤の服用を指示します。
U P Z	全面緊急事態に至った後に、原子力発電所の状況や地域の放射線量を勘案し、国、県又は市は、安定ヨウ素剤の服用を指示します。

## 10 避難退域時検査及び簡易除染

### (1) 避難退域時検査

原子力発電所から放射性物質が放出された後に広域避難等の指示が出された場合、県が設置した検査場所にて、住民等の放射性物質の付着状況を確認する「避難退域時検査」を実施します。

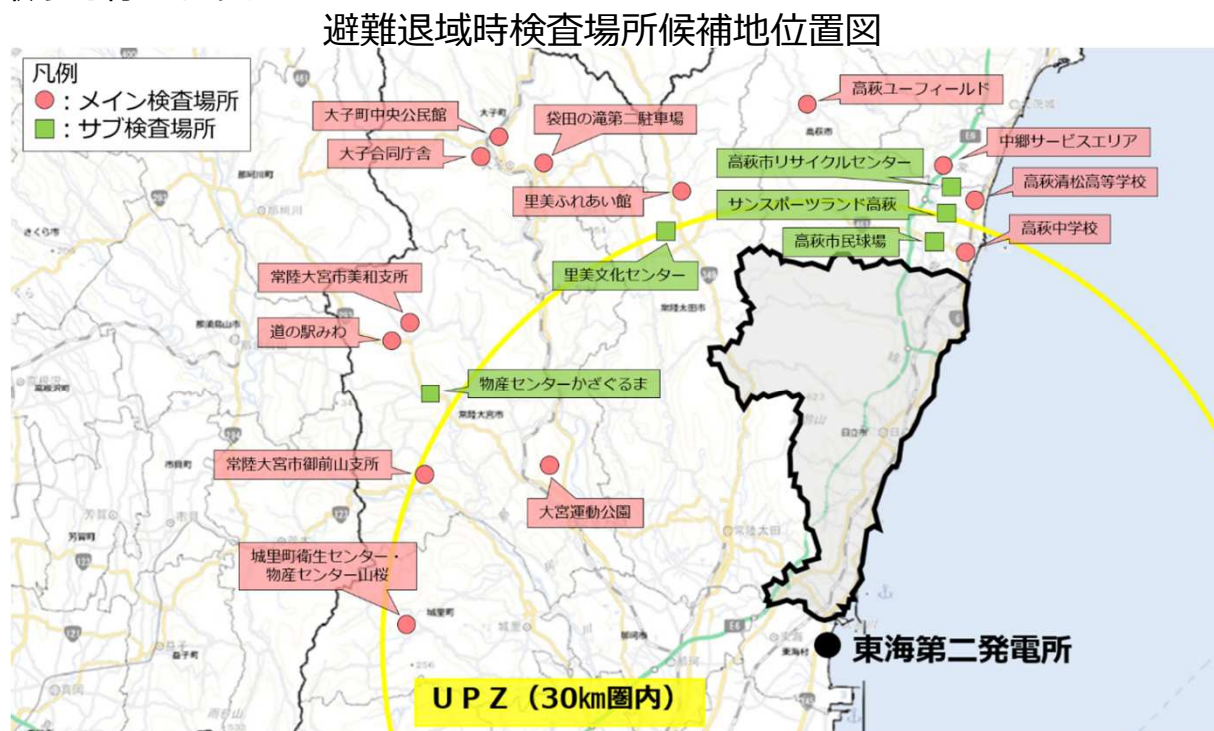
検査は、まず車両を対象として実施し、基準値（ベータ線：40,000カウント/分）を超過した場合は、「簡易除染」を実施します。

その場合は、更に乗員、携行物品の順で検査を進め、それぞれ基準値を超過した場合は、簡易除染を実施します。

### (2) 簡易除染

車両の簡易除染は、原則として濡らしたウエス等を用い、付着している放射性物質を拭き取ります。

また、乗員の簡易除染は、まず、脱衣を行い、脱衣後も基準値を超える箇所について、ウェットティッシュ等を用いた拭き取りを行います。



## 1 1 避難中継所及び避難所の開設と運営

### (1) 避難中継所とは

避難する際の、最初の目的地となる施設です。

場所を分かりやすくするため、避難先市町村における大規模施設としています。

家族等の単位で避難者の受付を行い、具体的な避難所を案内します。

また、学校等からバスで避難した生徒等は、避難中継所において保護者への引渡しを行います。

### (2) 開設業務等

避難開始当初においては、避難中継所・避難所の開設及び避難者の受入について、避難先市町村が実施します。

### (3) 運営の移管

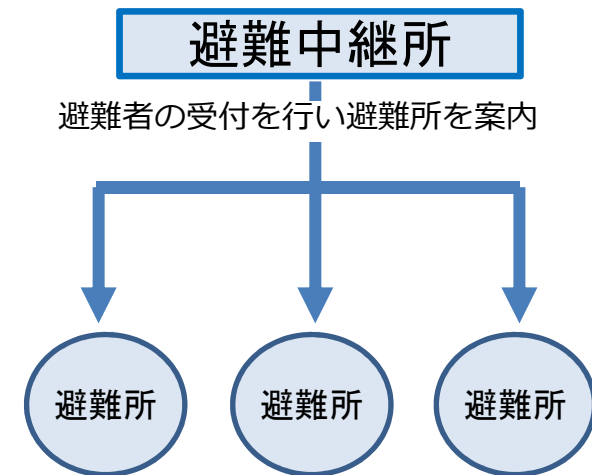
市は、できるだけ早期に職員を避難中継所及び避難所に派遣し、避難先市町村から運営の移管を完了させます。

また、避難所では、避難の長期化を考慮し、避難者による自主運営及びボランティア等の協力を得て運営を行うことを目指します。

### (4) 受入れ期間

受入れの期間は、原則1か月以内としますが、災害の状況、避難者の受入れ状況、施設の利用状況等を踏まえ、受入れ期間を避難先市町村と協議していきます。

【避難中継所と避難所】



## 1 2 避難先現地本部及び行政機能の移転

### (1) 避難先現地本部

市は、広域避難を開始した場合、本市職員を直ちに派遣し、避難者の支援及び情報集約の拠点として、各避難先市町村の避難中継所内に「避難先現地本部」を設置します。

#### ア 役割

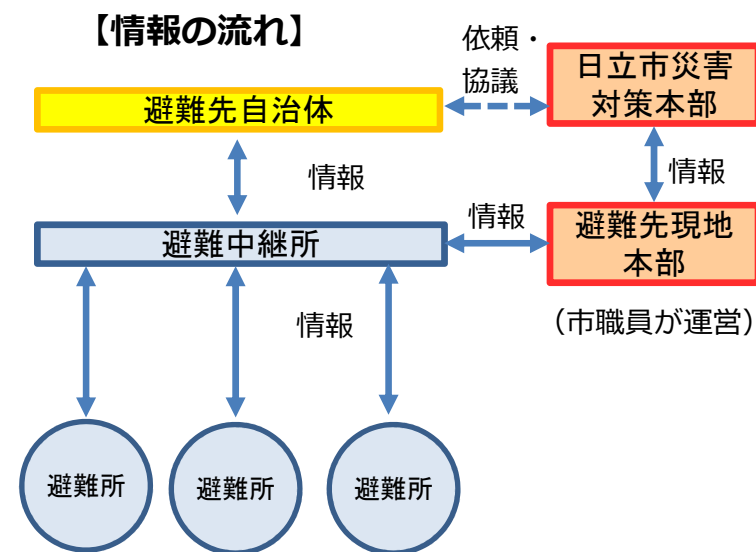
- ①各避難所で作成する避難者名簿による避難者の情報集約
- ②避難者からの相談対応
- ③市災害対策本部及び他地区の避難先現地本部との情報共有、支援協力
- ④各避難所における避難物資の状況把握、避難所間での過不足の調整

#### イ 避難所からの情報収集

避難所との最適な連絡体制を構築し、避難先現地本部を現地における情報収集の拠点とし、収集した情報を市災害対策本部へ報告します。

#### ウ 物資の確保

市と県が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者、避難先市町村等に要請、確保します。



### (2) 行政機能の移転

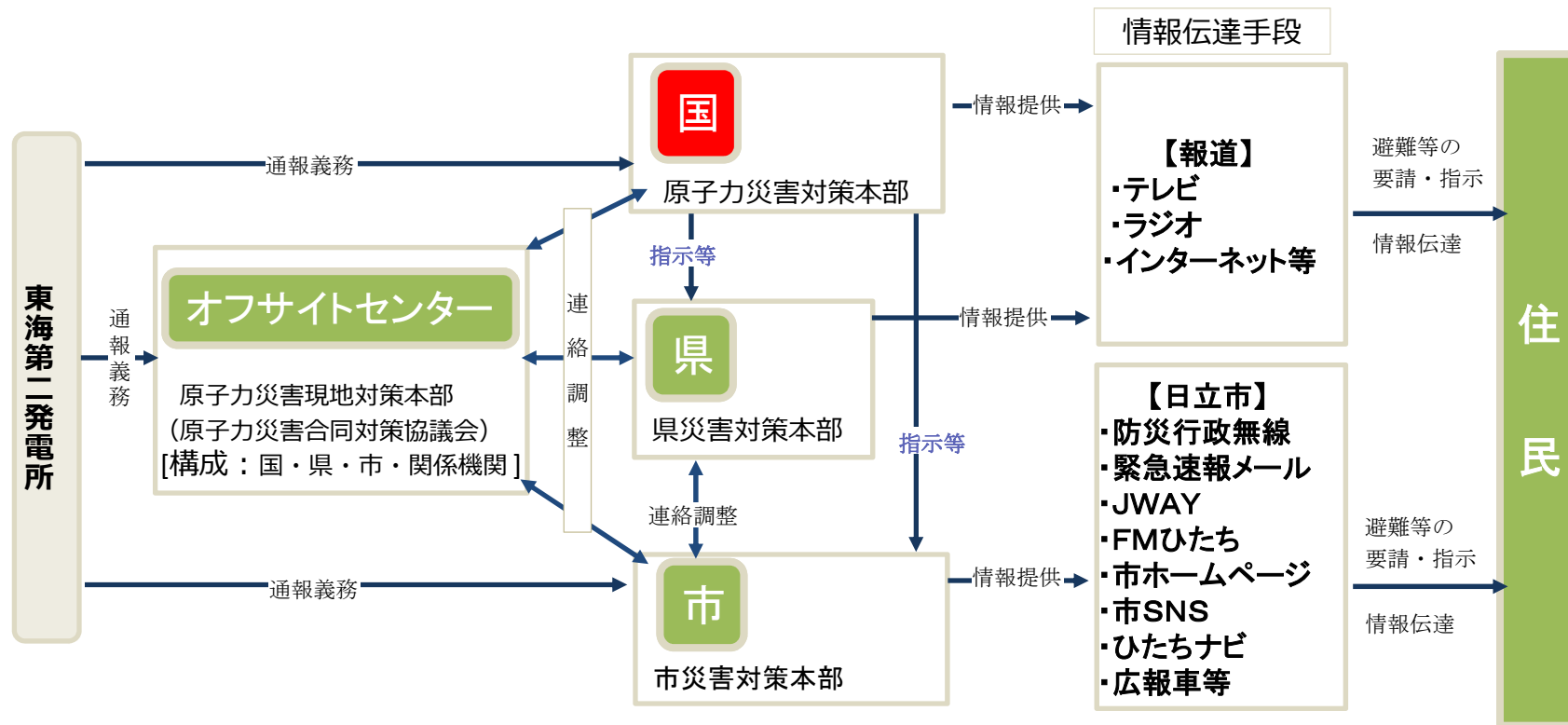
市本庁舎が避難対象区域となった場合のほか、本庁舎自体が被災するなど、行政機能の維持が困難となった場合においても、災害対策本部の機能を維持するとともに、市民に対する行政サービスを継続できるよう、あらかじめ、二段階の状況を想定し、行政機能を移転する施設を選定します。

本庁舎が被災又は広域避難の対象区域となった場合	市内北部地区にある施設を移転先にすることで調整中
市全域が広域避難の対象区域となった場合	福島県内17市町村内にある施設を移転先にすることで調整中

# 1 3 情報伝達

## (1) 国、県等との連携

事故発生時の住民の混乱を防止するため、住民への情報提供・指示等の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県を始め、防災関係機関及び原子力事業者と密接に連携し、迅速かつ正確な広報を行います。



## (2) 広報手段

避難開始等国からの指示が、対象となる市民に確実に伝わるよう広報を行います。

更に、一部の広報手段に機能不全が生じた際の対応や、各広報手段の長所短所を補完し合うことができるよう、複数の情報伝達手段により広報を実施します。

## 14 複合災害への対応

東海第二発電所における原子力災害に加え、同時に他の災害が発生する「複合災害」により避難先市町村が被災し、避難が困難になった場合に備え、県は、避難先市町村の更に外側の地域を「第二の避難先候補地（図赤枠内）」として、確保しています。

なお、第二の避難先については、災害の種類や程度に応じた弾力的な対応ができるよう、避難先の割り当ては事前に行わず、災害の状況により、県が指定します。

